

給与支払報告書の年度については、必ず⑦と書かれたものを使用してください。

① 支払を受ける者について

個人番号、氏名、フリガナ及び生年月日を記入してください。フリガナの名字と名前の間にスペースを入れてください。生年月日は、必ず元号（昭和、平成など）を記入してください。

e L T A Xを経由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者が、特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子的提供を希望される場合には、受給者番号の記載が必要です。

② 扶養控除について

控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族の合計所得金額要件は、48万円以下です。対象者の氏名、フリガナ及び個人番号を該当欄に記入してください。なお、16歳未満の扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に○を付けてください。また、控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄の内容に応じて、次のとおり記載してください。

※控除対象扶養親族の区分

控除対象扶養親族の区分	記載方法
居住者	空欄
非居住者（30歳未満又は70歳以上）	01
非居住者（30歳以上70歳未満、留学生※1）	02
非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）	03
非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金※2）	04

※1 「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者をいいます。

※2 「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者をいいます。

※注 30歳以上70歳未満の非居住者が上記02～04の要件に複数該当する場合は、いずれかひとつを記載してください

③ 配偶者控除の対象となる方がいる場合、「(源泉)控除対象配偶者の有無等」の該当欄に○を付け、「配偶者(特別)控除の額」に控除額を記入します。適用を受ける方の合計所得金額によって配偶者控除の額が異なりますので、ご注意ください。

「控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)」「16歳未満扶養親族の数」「非居住者である親族の数」にも、人数を記入してください。

④ 配偶者特別控除について

配偶者特別控除の対象となる方の合計所得金額要件は、48万円超～133万円以下です。「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄に配偶者の氏名、フリガナ及び個人番号を記入し、「配偶者の合計所得」「配偶者(特別)控除の額」も記入します。

「(摘要)」欄や「(源泉)控除対象配偶者の有無等」欄には記入しません。

※控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整を行わない場合は、源泉控除対象配偶者）が非居住である場合には、区分の欄に「○」を記載して下さい。

⑤ 摘要欄（前職）について

他社分（前職分）を合算して年末調整を行っている場合は、他社（前職）の支払者名、支払額、社会保険料額、源泉徴収税額を必ず記入してください。2ヶ所以上あり、摘要欄に書ききれない場合は、別用紙に記入してホッチキスで給与支払報告書に留めてください。

※その他、摘要欄記入事項

該当事項	記入方法
普通徴収とする従業員がいる場合	該当理由の略号（普A～普F）を記入してください。
【年末調整をした場合】 令和6年度分所得税の定額減税に関する事項 ※年末調整を行わない場合、定額減税に関する事項の記載は不要です。	実際に控除した年調減税額 源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円 年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額 控除外額 ×××円 ※控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」 合計所得が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合 非控除対象配偶者減税有 ※同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害に該当する場合「減税有」の追記で差し支えありません。
実際の居住地と住民登録地が異なる場合	「住所又は居所」欄に、実際の居住地を記入した場合は、摘要欄に、1月1日時点の住民登録地を記入してください。
同一生計配偶者（注1）（控除対象配偶者（注2）を除く）が障害者控除に該当する場合	同一生計配偶者の氏名を記入し、後に「(同配)」を付記してください。 （注1）同一生計配偶者とは、居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下である人をいいます。 （注2）控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者をいいます。
控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合	5人目以降の氏名を記入してください。氏名の前に括弧書きの数字を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」及び「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記入している個人番号との対応関係が分かるようにしてください。また、この欄に記入する扶養親族が16歳未満の場合には「(年少)」を、非居住者の場合には「(非居住者)」を、氏名の後に付記してください。
専従者である場合	「専従者給与」又は「専給」を記入してください。

所得金額調整控除の適用がある場合	⑩所得金額調整控除について を参照してください。
租税条約該当者である場合	「租税条約」を記入してください。
海外勤務の場合	「海外勤務」を記入してください。(勤務期間も記入してください。)
年末調整を行っていない場合	「年調未済」を記入してください。
退職手当等の支払を受ける一定の配偶者又は扶養親族がいる場合	退職手当等の支払を受ける配偶者(退職所得を除く合計所得金額が133万円以下である人に限る)又は扶養親族を有する場合には、「摘要」の欄に退職手当等の支払を受ける者の氏名(氏名の前には(退)と記載)・合計所得金額・障害の区分・国外居住の状況・納税者が寡婦又はひとり親である場合にはその旨を記載してください。 なお、該当者がいる場合には、「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄に個人番号を記載してください。(例「(退)個人番号」)

⑥ 住宅ローン控除について

住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合は「住宅借入金等特別控除可能額」を記入してください。この可能額が未記入の場合、住民税において控除はされません。

居住開始年月日は和暦で年、月、日を分けて記入してください。

住宅借入金等特別控除区分(1回目、2回目)は、適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記入してください。

区分	記入方法
一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築等を含む)	住
一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築等を含む) で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	住(特家)
認定住宅(等)の新築(取得)等に係る住宅借入金等特別控除の場合	認
認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合 で住宅が特例認定住宅等に該当するとき	認(特家)
特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合 ※住民税は控除対象外です。	増
東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住できなくなり、震災特例法13条の2第1項の規定の適用を選択した場合	震
震災再取得等の適用を選択した場合で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	震(特家)

上記の区分のほか、この控除に係る住宅の新築、取得又は増改築等が、「特定取得」(特別特定取得以外)に該当する場合には「(特)」と、「特別特定取得」に該当する場合は「特例取得」及び「特別特例取得」を含みます。には「(特特)」と、「特例特別特定取得」に該当する場合は「特特特」と、併記してください。

⑦ 寡婦控除及びひとり親控除について

現に婚姻していない又は配偶者の生死が不明で、生計を一にする子を有し、合計所得金額が 500 万円以下の場合、ひとり親控除の欄に○を付けてください。

上記ひとり親に当たらない方で、夫と離別した後、婚姻しておらず扶養親族を有する方や、夫と死別した後、婚姻していない方、又は夫の生死が不明の方が、合計所得金額 500 万円以下の場合、寡婦控除の欄に○を付けてください。ただし、いずれの場合も、内縁関係の場合は控除の対象になりません。

⑧ 中途就職及び退職について

就職か退職に○をし、日付を必ず記入してください。

⑨ 支払者の個人番号又は法人番号について

給与等の支払をする方の個人番号又は法人番号を記入します。なお、個人番号を記載する場合は左端を空白にし、右詰めで記入してください。

⑩ 基礎控除について

所得金額に応じた基礎控除額を記入してください。ただし、基礎控除額が 48 万円の場合は、省略してもかまいません。合計所得金額が 2,400 万円を超える方は、基礎控除額が段階的に減額していきますので、該当する金額を記入してください。基礎控除の適用がない場合は、0 円と記入してください。

⑪ 所得金額調整控除について

所得金額調整控除の適用がある場合、その控除額を記入するとともに、該当する要件に応じて、摘要欄に次のように記入してください。ただし、③扶養控除において、「(源泉・特別) 控除対象配偶者」「控除対象扶養親族」「16 歳未満の扶養親族」の欄に氏名を記入した場合は、摘要欄の記入を省略してもかまいません。

要件	記入方法
本人が特別障害者	記入不要（「本人が障害者」の「特別」欄に○を付けてください。）
同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名を記入し、後に「(同配)」と付記してください。
扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名を記入し、後に「(調整)」と付記してください。
扶養親族の年齢が 23 歳未満	

⑫ 給与所得控除後の金額（調整控除後）について

給与所得控除額と⑪所得金額調整控除額を控除した金額を記入してください。

※その他留意事項

税額に影響がありますので、必ず下記についても記入してください。

- ・国民年金保険料等の金額

- ・新・旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新・旧個人年金保険料の金額
- ・旧長期損害保険料の金額
- ・人的要件により該当する各種人的控除の内訳（前述の寡婦控除や扶養者内訳のほか、障害者控除等）